防衛装備庁訓令第23号

防衛装備庁において使用する公印に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明 防衛装備庁において使用する公印に関する訓令

改正

平成 2 9 年 3 月 2 4 日庁訓第 5 号 平成 3 0 年 3 月 3 0 日庁訓第 2 号 令和 2 年 3 月 3 1 日庁訓第 5 号 令和 3 年 3 月 3 1 日庁訓第 3 号 令和 4 年 5 月 2 7 日庁訓第 1 0 号 令和 5 年 6 月 2 8 日庁訓第 1 6 号 令和 6 年 3 月 2 8 日庁訓第 2 5 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛装備庁において使用する公印 の形式、寸法、届出手続及び保管等について定めるも のとする。 (定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 部局等 防衛装備庁並びに防衛装備庁における内部部局、防衛調達審議会及び施設等機関をいう(これらの部局等に置かれる会計機関を除く。)。
 - (2) 課長等 防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第180条、第187条、第191条、第196条、第200条及び第204条の規定により置かれる課の長及び課長に準ずる職並びに防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第1号)第32条から第37条までの規定により置かれる室の長
 - (3) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、 その印影を押すことにより当該文書が真正なもので あることを認証することを目的とするものをいい、 次号の庁印及び第4号の官職印を総称する。
 - (4) 庁印 部局等の名称を刻印したものをいう。

(5) 官職印 部局等の長又は部局等に置かれた職員で 法令によりその職務権限が定められたもの(以下「 職員」という。)の官名又は職名を刻印したものを いう。

(公印の形式)

- 第3条 公印は、方形の印面の周囲に1条の外側縁を附し、その内側に部局等の名称又は部局等の長若しくは職員の官名若しくは職名を左横書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、名称又は官名若しくは職名のほかは「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。
- 2 公印の書体は、てん書とする。

(公印の寸法)

- 第4条 庁印及び官職印は、それぞれ別表第1及び別表 第2に掲げる区分の寸法によって作成するものとする。 (公印の印材)
- 第5条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(職務代行の場合の官職印の使用)

第6条 部局等の長又は職員に事故等があるため、他の職員が代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の官職印を使用し、代理、事務取扱等の官職印は制定しないものとする。

(作成、改刻又は廃止の届出)

- 第7条 別表第1及び別表第2に掲げる公印を作成、改刻又は廃止したときは、防衛装備庁、防衛装備庁長官(以下「長官」という。)、防衛技監及び防衛装備庁の内部部局に係る公印については当該公印に係る官職にある者又はその公印の保管に関する事務を所掌する部長又は課長等が、防衛調達審議会に係る公印については防衛調達審議会の長が、防衛装備庁の施設等機関に係る公印については当該施設等機関の長が、それぞれ別紙様式第1又は別紙様式第2により速やかに長官に届け出なければならない。
- 2 改刻と同時に旧印を廃止する場合は、廃止の届出は

行わないものとする。

(公印登録簿への登録又は抹消)

第8条 長官官房総務官は、公印登録簿を備え、これに 前条の規定により届出のあった公印の印影を登録し、 又は抹消しなければならない。

(押印)

第9条 公印の押印は、決裁済みの原議に基づいて、当該決裁者(庁印については当該部局等の長)又はその公印の保管に関する事務を所掌する部長若しくは課長等の若しくは第12条に規定する保管責任者が行う。

第10条 部局等又は部局等の長若しくは職員が発する 公文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する

場合において、支障がないと認められるときは、その

公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印

にかえることができる。

(公印印影の印刷)

(保管)

第11条 公印は、保管責任者が、金庫又はその他確実

なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければ ならない。

(保管責任者の通知)

第12条 公印の保管責任者は、その公印の保管に関する事務を所掌する部長又は課長等が、当該部長又は課長等の監督を受ける職員のうちから指名し、別紙様式第3によりその官職及び氏名を長官官房総務官に通知しなければならない。

(委任規定)

第13条 別表第1及び別表第2に掲げる公印以外の公 印の形式、寸法及び届出手続等については、防衛調達 審議会の長及び防衛装備庁の施設等機関の長が、この 訓令に準じて定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日庁訓第5号)

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日庁訓第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日庁訓第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日庁訓第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日庁訓第10号)

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年6月28日庁訓第16号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日庁訓第15号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月25日庁訓第25号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第7条及び第13条関係)

区分	寸法
防衛装備庁の印	35ミリメートル平方
防衛調達審議会の印	30ミリメートル平方
航空装備研究所の印 陸上装備研究所の印 艦艇装備研究所の印 新世代装備研究所の印 防衛イノベーション科学技術研究所の印 千歳試験場の印 下北試験場の印	
岐阜試験場の印	

別表第2 (第4条、第7条及び第13条関係)

区分	寸法
防衛装備庁長官の印	30ミリメートル平方
防衛技監の印	
長官官房装備官の印	
長官官房審議官の印	
装備政策部長の印	
プロジェクト管理部長の印	
技術戦略部長の印	
調達管理部長の印	
調達事業部長の印	
長官官房総務官の印	23ミリメートル平方
長官官房人事官の印	
長官官房会計官の印	
長官官房監察監査・評価官の印	
長官官房装備開発官の印	
長官官房艦船設計官の印	
装備政策部装備政策課長の印	
装備政策部国際装備課長の印	
装備政策部装備保全管理課長の印	
プロジェクト管理部プロジェクト管理総括官の印	
プロジェクト管理部事業計画官の印	
プロジェクト管理部事業監理官の印	
プロジェクト管理部装備技術官の印	
技術戦略部革新技術戦略官の印	
技術戦略部技術戦略課長の印	
技術戦略部技術計画官の印	
技術戦略部技術振興官の印	
調達管理部調達企画課長の印	

調達管理部原価管理官の印 調達事業部調達総括官の印 調達事業部総括装備調達官の印 調達事業部需品調達官の印 調達事業部武器調達官の印 調達事業部電子音響調達官の印 調達事業部艦船調達官の印 調達事業部航空機調達官の印 調達事業部輸入調達官の印 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長の印 調達事業部需品調達官付機械車両室長の印 調達事業部武器調達官付弾火薬室長の印 調達事業部電子音響調達官付通信電気室長の印 調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長の印 調達事業部艦船調達官付誘導武器室長の印 調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長の印 調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長の印

30ミリメートル平方

防衛調達審議会長の印

航空装備研究所長の印 陸上装備研究所長の印 艦艇装備研究所長の印 新世代装備研究所長の印 防衛イノベーション科学技術研究所長の印 千歳試験場長の印 下北試験場長の印 岐阜試験場長の印

発簡記号、番号 発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

(長官官房総務官気付)

職名印

公印の作成(改刻)について(届出)

○○○の公印を、下記の理由により作成(改刻)したので、別紙印影を添えて届け出る。

記

別紙:印影

印章の刻字

(印影)

注1:別紙は、日本産業規格A列4番の強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき

1枚とすること

注2: 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

発簡記号、番号 発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

(長官官房総務官気付)

職名印

公印の廃止について (届出)

○○○の公印を、下記の理由により廃止したので、届け出る。

記

発簡記号、番号 発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

(長官官房総務官気付)

官 職

印

公印の保管責任者の指名について (通知)

標記について、下記のとおり指名したので通知する。

記

公印名:

保管責任者

職 名 :

氏 名 :